

国や県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、村における今後の方針や対応についてお知らせいたします。

これからは、国が示している「新しい生活様式」を実践しながら、新型コロナウイルスと隣り合わせの生活が続きます。

改めて、『自分を守る行動』、『自分の大切な人を守る行動』を継続されますようお願いいたします。

生活面について

従来の基本的な感染対策を継続しつつ、以下の点にも注意しましょう。

- マスクの着用、手洗い、人と人との距離の確保
- 不要不急の都道府県をまたぐ移動の自粛
- クラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛

3つの密:「密集」、「密接」、「密閉」

集会やイベントについて

真に必要なもの、やむを得ないもの以外は、当面の自粛をお願いします。

ただし、真に必要なものについては、適切な感染防止対策を講じてください。

村の各施設について

幼稚園について

5月25日(月)から再開します。

ただし、当面の間は午前保育とします。

○集会施設等：5月20日(水)より使用を再開します(改善センター、大山公民館、各ふれあいセンター、ふるさとホール)

○体育施設：6月1日(月)より一般向け使用を開始します(運動場、体育館、プール、テニスコート、屋内運動場)

※人と人との距離の確保、換気、消毒など、総合的な感染防止対策をお願いします。

小学校・中学校について

5月25日(月)から再開します。
(給食も再開)

※5月22日までは、分散登校などの段階的な教育活動となります。(保護者へは個別に通知)

村のコロナ関係相談窓口について

コロナウイルス関連の電話相談を開設しました。

各種のお問い合わせ、心配ごと、相談などがあれば下記へお電話してください

電話番号：0243-48-3131(内線219)

開設時間：午前10時から午後5時

(平日のみ)

裏面

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

～ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が変わりました ～

「いつもの風邪と違うな」「なんとなく体調が悪いな」と思ったら、絶対無理をせず、帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。

新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、いきなり医療機関を受診せず、まず「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。必要に応じて、専門の「帰国者・接触者相談外来」を紹介されます。

下記の症状のいずれかが見られたら、感染を疑ってください。

- 高熱
- 息苦しさ(呼吸困難)がある
- 強いだるさ(倦怠感)がある
- 咳(せき)や痰(たん)などの症状がある

いつもの風邪となんとなく違う感じがする。



※症状には個人差がありますが、解熱剤を飲み続けなければならない方や強い症状だと思う方は直ぐにご相談ください。比較的軽い風邪症状の場合でも、4日以上続く時は必ずご相談ください。

《重症化しやすい方》

高齢者の方、妊婦さん、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、発熱や比較的軽い風邪症状でも、早めに相談しましょう。

帰国者・接触者相談センター

TEL 0120-567-747

受付時間:24時間(土日祝日含む)

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

- 帰国者・接触者相談センターからすすめられた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いいたします。

福島県一般コールセンター

TEL 0120-567-177

(FAX 024-521-7926)

受付時間:

平日/8時30分～21時

土日祝日/8時30分～17時15分

※感染対策や予防法など、ご心配のある方はご相談ください。

※耳の不自由な方は FAX でご連絡ください。

大玉村・大玉村新型コロナウイルス対策本部

大玉村役場 住民福祉部 健康福祉課 電話48-3131(代表)